

## 民生安定施設の助成に係る補助の割合又は額について

防衛施設の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第8条の規定による民生安定施設（※）の助成について、令和3年度以降の予算に係る補助の割合又は額は、以下の通達により定められています。

（※）：防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）

第12条の表に掲げられる施設

| 件名  | 最終改正日     |
|---|-----------|
| <a href="#">防衛施設周辺消防施設整備事業の対象となる消防施設及び補助の割合について</a> | 令和2年3月31日 |
| <a href="#">民生安定施設の助成に係る補助の割合又は額について</a>            | 令和3年4月1日  |
| <a href="#">民生安定施設の改修工事に係る補助の割合又は額について</a>          | 令和3年4月1日  |
| <a href="#">民生安定施設の吹付石綿の処理に係る補助の割合又は額について</a>       | 令和3年4月1日  |
| <a href="#">民生安定施設の防音機能復旧工事に係る補助の割合又は額について</a>      | 令和3年4月1日  |